

# 令和5年度浪江町ニホンザル管理対策業務委託仕様書

## 1. 事業目的

川房群は南相馬市から浪江町にかけて遊動域を構えるニホンザル (*M. fuscata*) の群れである。遊動域の大半の地域は南相馬市側であるが、浪江町側で農作物への被害・人への威嚇行為・生活被害が町民から報告<sup>\*1</sup>されている。

令和4年度当初では、推定個体数が108頭<sup>\*2</sup>と多く群れの分派行動<sup>\*3</sup>が確認されており、群れの分裂による被害地域の拡大が懸念されていた。令和4年度浪江町ニホンザル管理対策業務事業により推定58頭<sup>\*4</sup>まで頭数は減少したが、遊動域内の人口密度が極めて低いため、依然として住民による追い払い等の対策が十分に効果を発揮できない状況にある。このことから、前年度に引き続き被害低減を図ることと、群れを住民でも対策しやすい状態にすることを目的とした川房群への部分捕獲の実施が必要である。

また、この部分捕獲により川房群の行動圏が変化した場合、川房群の西側に隣接する山麓線群が市街地方向(東方向)に進出することが予想される。このことから、両群のモニタリングを行い、これを基にして、有効な被害低減対策の実施と両群の管理を行うための基礎資料とする。

\*1 令和3年度 浪江町ニホンザル管理事業実施計画書。

\*2 令和4年度 難指示区域における有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施体制支援業務の調査中間報告から引用。

\*3 ニホンザルの群れは、群れの分裂の過程でしばしば分派行動がみられ、その間は集団が合流と分派を繰り返すことが知られている。

\*4 令和4年度 浪江町ニホンザル管理対策業務における事業進捗報告と南相馬市での捕獲情報を基に算出(令和5年2月10日時点)

## 2. 捕獲対象鳥獣

ニホンザル

## 3. 事業区域

浪江町内

## 4. 業務内容

### (1) 打合せ

事業開始時に浪江町と南相馬市と受託業者及び関係機関での打合せを1回実施する。また、事業期間中に中間報告を1回実施する。打合せの内容としては市町間に遊動域を持つ群れのため、事業開始時の群れの動向、捕獲頭数のすり合わせ、捕獲実施のタイミング等の情報を共有する。南相馬市では実施隊による捕獲活動を通年で実施して

いるため、本事業と南相馬市の捕獲頭数の合計が当初の想定捕獲数を超えてしまうことが懸念される。また、事業開始時に適切な誘引を行うためには、一時的に南相馬市側の捕獲を制限してもらう必要がある。これらの解決のため、両市町で打合せを行い、より効果的な捕獲活動を行うことを目的とする。

(2) 捕獲実施箇所の検討

(ア) 現地調査を行い、捕獲実施箇所を選定する。(調査日数 2 日間)

(2)の(ア)で選定された箇所の地権者との交渉及び設置許可は浪江町が実施する。

(3) 説明会

当該事業について、対象群の行動圏内の住民を対象とし説明会を 1 回開催する。

(4) 捕獲目標について

(ア) 川房群の 30 頭程度の捕獲を目標とする。

(イ) 捕獲頭数が 30 頭を上回った場合の捕殺作業実施については、町と請負業者間で協議を行う。

(ウ) 群れの個体数が 30 頭程度に減少した場合は、モニタリング結果を踏まえて関係機関と協議する。

(5) 捕獲方法について

町より貸与する囲いわな 1 基、箱わな 5 基を使用する。

(ア) 囲いわな (町貸与)、箱わな (町貸与)

設置場所を整地後、囲いわなを 1 カ所に設置する。また、箱わな 5 基を設置する。通信式センサーカメラ\*をわなに設置して、わな周辺の出没状況を確認し、センサーカメラで侵入頭数や採食状況等をモニタリングする。

\* 通信式センサーカメラとは、撮影した画像や動画などを自動的に指定しアドレス等に転送する機能を有するセンサーカメラのことを指す。

(イ) わなの設置

作業日数 1 日間で設置を行う。

(6) わなの管理・見回りについて

(ア) わなを捕獲可能な状態で設置している期間中は、ICT 機器等を使用してわなの確認が可能な体制を構築する。

(イ) わなに異常が発生した場合や捕獲があった際は、翌日までに対応する。

(ウ) 実施期間中のわな見回りは 30 回実施する。(実施期間 2023 年 7 月～2024 年 2 月)

末)

(7) 捕獲後の処理について

(ア) 捕獲個体は、できる限り速やかに苦痛のない方法で安楽殺する。

(イ) 捕獲された場合は捕獲場所、日時、個体の性別、外部所見、基本的な個体データ（体長、体重等）、写真（側臥位部、鼠径部及び歯式等）を計測・記録する。

(ウ) 捕獲個体の運搬・処理は、捕獲開始前に町と協議し決定する。（作業日数 4 日間）

(8) GPS 発信機による遊動域把握調査

麻醉銃又は囲いわなや箱わなを用いて川房群及び山麓線群のそれぞれ 1 頭を捕獲して GPS 発信機を装着する。（2 群 2 頭の捕獲で 6 日間）

(ア) 川房群

捕獲による行動圏の変化の把握等を目的として、亜成獣以上のメス 1 頭を麻醉銃及び箱わな等で捕獲し、GPS 発信機を装着する。また、装着した GPS 首輪から、適時データの回収を行い、行動域を把握するとともに、調査中に確認された農作物被害状況、人馴れ度、人家・集落への出没状況、追い払い実施時の反応等を記録し、群れの管理を検討するための基礎資料とする。（作業日数 3 日間）

(イ) 山麓線群

隣接した遊動域を構える川房群の捕獲による当群れの遊動域変化の把握等を目的として、亜成獣以上のメス 1 頭を麻醉銃および箱わな等で捕獲し、GPS 発信機を装着する。また、装着した GPS 首輪から、適時データの回収を行い、行動域を把握するとともに、調査中に確認された農作物被害状況、人馴れ度、人家・集落への出没状況、追い払い実施時の反応等を記録し、群れの管理を検討するための基礎資料とする。（作業日数 3 日間）

(9) 個体数カウント調査

川房群及び山麓線群の雌雄及び性年齢別の個体数を全数カウントする。性年齢別は、(オトナ、ワカモノ、コドモ(年齢別)、アカンボウ)とする。

(10) 事業報告会

当該事業について、対象群の遊動域内の住民を対象として事業報告会を 1 回開催する。

(11) 事業報告

捕獲結果、調査結果をとりまとめ、事業全体に関する課題整理を行い、令和6年度以降の対策に資するための長期的視点に立った提言等を記載した実績報告書を作成し、紙媒体での報告書2部（A4サイズ、カラー）と報告書等の電子データを収納した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1部を成果物として提出する。

5. その他

(ア)本事業の実施に当たっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及びその他関係法令を遵守するものとする。

(イ)昨年度までの川房群及び山麓線群の頭数や遊動域、被害等の情報は、浪江町及び福島県事業より引用する。